



弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

Vol.86

★大学夜間担当手当と同一労働同一賃金

今回は、夜間の時間帯に授業を担当した場合に支給される大学夜間担当手当が、嘱託講師に支給されなかったことについて、労契法20条、パート労働法8条に違反するかが争われた事案をご紹介します(学校法人A事件・大阪高裁令和2年1月31日判決)。結論として、この待遇差については不合理ではないと判断されています。

1 待遇差の内容

専任教員は、期間の定めのない契約として、教授、准教授、助教、専任講師がこれに該当し、専任教員の給与は、本俸に加え、家族手当、住宅手当、兼任手当、職務手当、大学院手当、大学夜間担当手当、増担手当、通勤手当、期末手当、入試手当、委員長等手当等の諸手当の支給が定められていました。本俸は、立場、年齢及び勤務年齢に応じた額で、月額43万8100円以上(教授)、月額35万4100円以上(准教授)、月額25万2000円以上(専任講師、助教)とされていました。

嘱託講師は、1年以内の期間の定めがある契約で、以下の給与基準が定められており、大学夜間担当手当の支給はありませんでした。

(ア) 月額 週1時間ごとに1万4400円又は1万4800円

(イ) 大学院の講義を担当した場合、同担当時間につき、上記(ア)の5割増の講師給

(ウ) 出講手当 週2日以下は月額2000円、週3日で月額3000円、週4日で月額4000円、週5日で月額5000円

(エ) 交通費 出講に要する運賃実費

2 裁判所の判断

(1) 専任教員と嘱託講師の職務及び責任の

内容の違いに着目している

専任教員は、授業を担当するのみでなく、学位論文の指導を含めた学生の指導、論文の執筆等の研究活動及び教授会への出席等の大学行政への関与が求められ、大学から出勤及び勤務時間の管理を受けないとはいえ、授業及びそれ以外の職務の遂行のために日中及び夜間の多くの時間を事実上拘束されることになる。

嘱託講師は、大学から割り当てられた曜日、日時の授業を担当するものの、専任教員が授業以外に求められている学生の指導、研究活動及び大学行政への関与を求められることはなく、割り当てられた授業の時間及びその準備に要する時間を除いては日中及び夜間の時間を拘束されることはない。

また、授業の割当てについては、嘱託講師に対しては希望を聴取した上で、その希望がない授業の割当てをすることは原則としてなく、授業担当者に欠員が出た場合でも授業の代行は求めないという扱いをしていたのに対し、専任教員に対しては時間割編成の必要性を優先して希望がない時間帯の授業を割り当てることもあり、授業担当者に欠員が出た場合には授業の代行を求めることもあるという扱いをしていた。

このように、専任教員は、授業以外に学生の指導、研究活動及び大学行政というより広い職務への関与が求められ、その結果、日中及び夜間の時間の多くを事実上多く拘束され、かつ、授業に関しても時間割で示した内容の授業を学生に提供することについて重い責任を担うという点で、割り当てられた授業を担当するのみでそれ以外の職務への関与を求められることのない嘱託講師との間で、職務の内容(業務の内容及び当該業務に

伴う責任の程度) について大きな相違がある
ということができる。

(2) 大学夜間担当手当の趣旨、性質

平成27年度当時、6講時(午後6時25分～7時55分)、7講時(午後8時10分～9時40分)の授業を担当した専任教員に対して、1週1講時につき月額8000円を支給し、1週1講時を越えて担当する場合は1週1講時につき月額2000円を加算し、最終講時を担当した場合は1週1講時につき月額3000円を加算するというものであったが、嘱託教員よりも広範で重い職務を担当するため日中及び夜間の時間を多く拘束される専任教員が、更に6講時以降の夜間の授業を担当する場合には時間的拘束や負担が大きくなると考えられることからすれば、本件手当は専任教員が日中に広範で責任の重い職務を担当しながら、更に6講時以降の授業を担当することの時間的拘束や負担を考慮した趣旨及び性質の手当であると認められる。

このほか労働者側は、夜間に授業をする場合には夕食の時間や睡眠時間の確保が困難になり交通費を多く負担せざるを得ないことからすれば、夜間の授業を担当する教員に対して夜間の授業の負担が大きいことを考慮して一律に支給される趣旨、性質の手当である等の主張もしましたが、裁判所は「夜間に授業をする場合には夕食の時間や睡眠時間の確保が困難になるという点については、どの時間帯に夕食や睡眠の時間を確保するかは自らの生活のスタイルや家族環境等に依じて各人がその判断で定めるべき事項であり、夜間に授業を担当したことによってその確保が困難になるとは一般的にいうことができない。」と指摘しています。

最終的に裁判所は、大学夜間担当手当として支給される月額も著しく多額になるもの

ではないこと及び嘱託講師が夜間の授業を担当することによって、当該嘱託講師の担当総授業数が増えた場合には週1回90分の講義につき月額2万8800円が本俸に加算され、嘱託講師の担当授業数の増加に伴う時間的拘束や負担に対しては本俸への加算という形で相当の配慮がされているといえることをも併せ考慮して、不合理ではないと判断しました。

3 時期や時間帯に着目して支給する手当の考え方

要するに今回の大学夜間担当手当は、「夜に働くのは大変だから」支払われる手当ではなく、「日中に広範で責任の重い職務を担当しながら、更に6講時以降の授業を担当することの時間的拘束や負担」に対して支払われる手当だと裁判所が認定したのです。

同じように時期や時間帯に着目した手当として、年末年始勤務手当があります(日本郵便事件)。日本郵便事件の場合は、年末年始が最繁忙期であり、多くの労働者が休日として過ごしている期間に業務に従事するという勤務の特殊性や、正社員が従事した業務の内容やその難度等に関わらず、所定の期間において実際に勤務したこと自体を支給要件とするものであること等から、「年末年始に働くのは大変だから」支払われる手当であり、そうであれば契約社員に支給しないのは不合理だと判断したものです。

このように時期や時間帯に着目して支給する手当についても、その趣旨・目的によって結論が異なり得ます。そのため、手当の趣旨目的の分析を行い、そのうえで職務の内容の違いも明確にしたうえで、待遇差が不合理でないことについて説得的に説明することが求められます。